

平成 25 年 3 月 29 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 23 年(ワ)第 23 号補助金支出決定取消等請求事件, 同第 33 号共同訴訟参加事件

口頭弁論終結日 平成 25 年 2 月 8 日

判 決

原 告

同 共 同 訴 訟 参 加 人

同

同

同

同

同

上記 7 名訴訟代理人弁護士

同

同

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

被 告

札 幌 市

(以下「被告札幌市」という。)

同 代 表 者 市 長

上 田 文 雄

同所

被 告 札幌市長 上田文雄
(以下「被告札幌市長」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

主 文

- 1 本件訴えのうち、補助金交付決定の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 原告及び原告共同訴訟参加人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告及び原告共同訴訟参加人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 被告札幌市が平成22年7月15日にした学校法人北海道朝鮮学園に対する180万円の補助金交付決定を取り消す。
- 2 被告札幌市長は、学校法人北海道朝鮮学園に対し、180万円の返還を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告及び原告共同訴訟参加人らが、被告札幌市の学校法人北海道朝鮮学園に対する補助金交付決定は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反するから違憲、違法であるなどと主張して、同法242条の2第1項2号に基づき、その取消しを求めるとともに、同項4号本文に基づき、被告札幌市長に対し、同学校法人に対して当該補助金に係る不当利得返還の請求をするよう求める住民訴訟である。

1 前提となる事実(争いがないか、後掲証拠等により容易に認められる事実等)

(1) 当事者等

ア 原告及び原告共同訴訟参加人ら(以下、単に「原告ら」という。)は、札幌市の住民である。

イ 学校法人北海道朝鮮学園(以下「本件法人」という。)は、昭和43年12月25日、私立学校法64条4項に基づき、各種学校の設置のみを目的として設立された法人であり、北海道朝鮮初中高級学校(以下「本件学校」という。)を設置している。

(以上につき争いがない)。

(2) 本件に至る経緯

ア 被告札幌市は、昭和62年度以降、本件法人に対し、本件学校の管理運営費に対する補助として、補助金を支出している(争いがない)。

イ 被告札幌市は、平成22年7月8日付けで本件法人からなされた補助金の交付申請に基づき、同月15日、本件法人に対し、以下のとおり補助金を交付する旨の決定(以下「本件決定」という。)をした(甲2)。

(ア) 補助目的 日朝両国民の親善に寄与し得る人材の育成のため

(イ) 補助対象事業 平成22年度の本件学校の管理運営費

(ウ) 補助対象費目 教材教具費等 1000万円

(エ) 補助対象事業費 1000万円

(オ) 補助金額 180万円

ウ 被告札幌市は、平成22年10月14日、本件法人に対し、本件決定に基づき補助金180万円(以下「本件補助金」という。)を交付した(争いがない)。

エ 原告は、平成23年3月31日、札幌市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件訴えの請求と同旨の住民監査請求を行ったが、同監査委員は、これを棄却し、同年5月17日、原告に対してその旨通知

した（争いがない）。

原告は、同年6月14日、本件訴え（平成23年（ワ）第23号補助金支出決定取消等請求事件）を提起した（記録上明らかな事実）。

オ 原告共同訴訟参加人らは、平成23年6月23日、札幌市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件訴えの請求と同旨の住民監査請求を行ったが、同監査委員は、同年8月9日、これを棄却し、その頃、原告共同訴訟参加人らに対してその旨通知した（争いがない）。

原告共同訴訟参加人らは、同月26日、原告が訴えを提起した前記エの平成23年（ワ）第23号補助金支出決定取消等請求事件について、共同訴訟人として参加する旨の申出をした（記録上明らかな事実）。

2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件決定が抗告訴訟の対象たる行政処分（地方自治法242条の2第1項2号）に該当するかどうか、本件決定が憲法89条後段又は地方自治法232条の2に違反するかどうかであり、これらの争点に関する当事者の主張は以下のとおりである。

(1) 本件決定が抗告訴訟の対象たる行政処分に該当するかどうか

（原告らの主張）

補助金の交付決定のような非権力的な行政行為の処分性を判断するに当たっては、当該行政行為を定めた法令等や実務を総合的に検討する必要がある。

本件においては、補助金の交付手続を定めた規程として、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（以下「本件規程」という。）があるが、本件規程は、その3条1項において、補助金交付の申請書を受理したときは、当該申請書の審査、実地調査等により申請事項が法令に違反しないか等を調査し、同条2項において、調査の結果、事業の効果、従来の実績等を勘案して交付することが真に行政上実効性があり、かつ、公益上必要があると認めたときは、所定の決裁を経て交付すると定める。その上で、4条において、交付決

定を通知したときは、申請者に収支決算書と事業実績報告書の提出を義務付けている。さらに5条及び6条においては、補助対象事業の実施中及び実施終了後に調査等を義務付け、適切に実施されていない場合には決定を取り消すことを認める等、権力的な内容を規定する。

これらの規定からすれば、被告札幌市における補助金の交付に関する手続は、まず、交付を受けようとする者から申請をなさしめ、これに対し、被告札幌市が補助対象事業の目的、内容、事業実績等を調査した結果、行政上の実効性があり、公益上の必要性があると認めた場合に初めて交付決定をし、さらに、交付決定後も、事後調査の結果、これが取り消される可能性もあるというものである。

そうすると、本件決定は、単に申請者が補助金の交付を申し込み、被告札幌市がこれを承諾するというような単純な贈与契約と評価できるものではなく、被告札幌市が法令を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、これにより申請者の具体的権利を形成するものであるといえる。

したがって、本件決定が行政処分に該当することは明らかである。

(被告らの主張)

本件補助金交付の法的性質は、被告札幌市が本件法人からの申請に基づき、公益上の必要性から行う財政的援助にほかならず、行政処分たる性質を有しないのは明らかであるから、本件決定の取消しを求める訴えは不適法であって、却下されるべきである。

(2) 本件決定が憲法89条後段に違反するかどうか

(原告らの主張)

ア 憲法89条後段は、「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育事業に対し、これを支出してはならない。」と規定しているところ、本件法人は、公の支配に属していないので、これに対する公金の支出は違憲

である。

イ 本件法人は、我が国政府、北海道知事及び札幌市長の指揮命令を受けることなく教育事業を行っており、公の利益に沿わない場合であっても、公権力によってこれを是正することができない。

すなわち、私立学校の運営はその私立学校の自主性が重んじられ（私立学校法1条）、設立認可者の知事といえども、当該学校の授業やその他の事項については是正を命ずることができないとされている（同法5条、学校教育法14条）。この規定は、私立各種学校に該当する本件学校にも適用がある（私立学校法64条）。

したがって、朝鮮学校において反日教育や拉致問題に関する事実の歪曲という日本の公益に反する教育活動が行われていても、公権力が介入して是正を命ずることはできない。

また、本件規程による報告聴取、助言指導、是正指導、返還請求の各条項は、補助金支出における公益性の確保手段を規定しているものにすぎず、本件規程の存在が公の支配を肯定する根拠となるわけではない。

そうすると、本件学校においては、教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動が行われていて公の利益に沿わない場合であるにもかかわらず、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことができず、これを是正する途が確保されていないのであるから、本件法人又は本件学校が公の支配に属しているといえないことは明らかである。

よって、本件決定は公の支配に属しない事業に対して公金支出を決定するものであり、違憲である。

したがって、本件決定は取り消されるべきであり、仮に、これが行政処分に該当しないとしても、地方自治法2条16項及び17項により無効となるから、被告札幌市長は、本件法人に対し、本件補助金の返還の

請求をしなければならない。

(被告らの主張)

本件法人は私立学校法 6 4 条 4 項及び 3 1 条により北海道知事の認可を受けて設立されたいわゆる準学校法人であり、所管庁は、本件学校に必要な報告書を提出させて運営実態を把握し、本件法人に法令違反又は所管庁の処分に対する違反があった場合には、解散を命ずることができる。また、本件学校については、所管庁は、本件学校に法令違反又は所管庁の命令に対する違反等があった場合には、閉鎖を命ずることができる。したがって、仮に本件法人又は本件学校において違法な活動が行われている場合には、私立学校法による解散命令又は学校教育法による閉鎖命令の対象とされることにより、公権力によってその是正を図ることが可能であることは明らかである。

さらに、本件規程上、本件法人及び本件学校の運営が適正に行われること及び本件補助金が補助の目的に従って使用されることを確保するための方策が講じられている。

よって、本件法人及び本件学校は、「公の支配」に属するものであることが明らかである。

(3) 本件決定が地方自治法 2 3 2 条の 2 に違反するかどうか

(原告らの主張)

ア 地方自治法 2 3 2 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定しており、本件決定は、同条に基づき行われたものである。公益上の必要があるかどうかの判断については、裁量の余地があるが、客観的に公益上必要であると認められない場合には、裁量権の逸脱又は濫用となり、当該決定は違法となる。そして、本件補助金の支出は、以下のとおり、公益上必要がある場合に該当しないため、本件決定は違法である。

㍿ 本件学校においては、朝鮮労働党の主張する政治的見解をそのまま教

え込む政治教育をし、同党の代表者としての金日成及び金正日に対する個人崇拜教育をしている。その中には、反日意識を醸成する内容が極めて多く含まれている。本件学校で用いられている歴史教科書の内容も、拉致問題や大韓航空機爆破事件など北朝鮮による国家的犯罪に関して明らかに事実と反するものがあり、金日成が拉致を認め謝罪したことや、在日本朝鮮人総聯合会（以下「朝鮮総聯」という。）がかつて拉致が虚偽であると主張していたことを記載していない。

(イ) また、本件学校の生徒は、在日日本青年同盟という朝鮮総聯の下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員されている。加えて、本件学校の学校運営、教育人事、教育内容などはすべてが朝鮮総聯の指揮下にある。朝鮮総聯は、北朝鮮の在外公民組織と自称し、朝鮮労働党の工作機関統一戦線部の支配下にある政治団体であり、破壊活動防止法に基づき公安調査庁が監視を継続している団体である。さらに、朝鮮総聯は本件学校から本件補助金を吸い上げている可能性が濃厚である。

(ウ) このような特徴を有する本件法人に公金を支出することは、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮拉致問題対処法」という。）の趣旨にも反するのであるから、公益性は認められない。

イ また、公益上の必要があるかどうかの判断については、前記アのとおり、裁量の余地があるが、重大な事実誤認が認められる場合は勿論、その判断過程において考慮すべき事項を考慮せず、判断や評価の過程に過誤がある場合にも、裁量権の逸脱又は濫用が認められ、当該決定は違法となる。

本件決定が行われた平成22年は、同年1月に成立した公立高等学校に係る授業料不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律を朝鮮学校に適用するか否かを巡って議論が沸き起こり、朝鮮学校で行われている教育内容や、北朝鮮本国・朝鮮総聯との関係等が報道で明らかにされ、高

校無償化問題だけでなく、朝鮮学校に補助金を支出することの是非についても多くの議論が起きた時期であった。実際、東京都、大阪府、千葉県、北海道、神奈川県などの規模の大きな自治体が補助金の交付を一旦停止・凍結しているという状況にあった。こうした情勢からすれば、被告札幌市においては、公益上の必要性を肯定する事情だけでなく、これを否定する事情がないかも含めて、実地調査等を行うことにより積極的かつ詳細に調査する義務があったにもかかわらず（本件規程においても、補助金交付に当たり調査すべきことを要求している。）、以下のとおり、公益上の必要性を否定する事実についての調査を全く怠り、安易に公益上の必要性を認める判断をし、考慮すべき事由を考慮しなかったものであって、判断過程の過誤として裁量権の逸脱又は濫用が認められる。

(ア) 本件法人が被告札幌市に提出した資料と北海道に提出した資料のうち、平成21年度収支決算書の補助金収入欄に66万1500円の齟齬があったり、平成17年度以降北海道苫小牧市からの補助金収入が計上されていなかったりと、本件法人が作成する収支決算書は極めて杜撰なものであったのに、これらの事実を看過している。

(イ) 前記ア(ア)のとおり、本件学校で使用されている歴史教科書には、日本の公益に反するような内容があるが、本件決定以前に、このような情報を収集していなかった。

(ウ) 被告らから提出された、本件補助金の使途に係る領収証（乙15）及び領収証内訳一覧（乙16）からは、本件補助金が、そのうち少なくとも合計11万2247円が歴史教育の教材費用に充てられ、日本の公益に反する活動に用いられていたことは明らかである。被告札幌市は、本件決定に際して、過去の年度の補助金の使途について、領収書及び内訳表を収集していれば、公益上の必要性を否定する事情を認識し得たはずである。

ウ 以上によれば、本件決定は違法な処分に該当するから取り消されるべきであり、仮に、これが行政処分に該当しないとしても、地方自治法2条16項及び17項により無効となるから、被告札幌市長は、本件法人に対し、本件補助金の返還を請求しなければならない。

(被告らの主張)

ア 本件学校は、収入の大半が寄付金、補助金等の不安定な収入を中心に構成され、財政基盤が脆弱であり、また、本件補助金が本件学校の教材教具等の設備費用に充てられることにより、本件学校の運営の健全化の一助となり、ひいては、本件学校における教育の向上に資するだけでなく、本件学校がその学則1条において目的としている日朝両国民の相互理解を深め、友好親善に寄与する人材の育成をすることにつながるものと認めることができるものであった。

イ 本件補助金の交付申請書添付の補助対象経費算出調書、補助金交付申請額算出調書、事業計画書、本件学校の現況調書、予算書等の資料も、適正と認められるものであった。

ウ 被告札幌市は、平成14年10月に「札幌市国際化推進プラン」を策定し、世界の多様な文化や価値観への市民の理解を促進し、外国人にとっても暮らしやすい都市環境を整えるなど世界に開かれたまちづくりを進めるための施策を推進していたところ、本件学校の設置目的は被告札幌市の方針に合致するものと認められた。また、本件補助金の支出が、本件学校に通う子供たちが成長・発展していくための環境作りに資するものであり、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(以下「札幌市子ども権利条例」という。)の趣旨にも合致するものであった。

エ 被告札幌市は、これらの点から、本件補助金を支出することに公益上の必要性があるものと認めたほか、本件法人に同種の補助金を支出していた北海道に対して補助金の支出状況を照会し、本件法人及び本件学校

が憲法 8・9 条の公金支出制限に違反するものではないことを確認した上で、本件決定を行ったものである。

オ 本件法人は、補助事業の執行後、被告札幌市に平成 22 年度収支決算書及び事業実績書を提出しているが、それによれば、本件補助金は、教材教具費 234 万 1590 円のうち学生書籍代金及び教授指導書代金計 182 万 3413 円の支払に充てられ、予定されていた補助事業に適切に使用されたことが確認されている。

カ 以上のとおり、本件補助金の支出については、公益上の必要があり、本件決定は、裁量権の範囲内において行われた適法なものである。

第 3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件決定が抗告訴訟の対象たる行政処分に該当するかどうか) について

地方公共団体が、私人に対して補助金を交付する関係は、地方公共団体が、その優越的地位に基づき公権力を発動して私人の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではなく、本来、資金の給付を求める私人の申込みに対する承諾という性質を有する非権力的なものであるから、その関係においては、原則として、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 2 号所定の行政処分は存在しないものというべきである。もっとも、法令等の規定により一定の者に補助金の交付を受ける権利を与えるとともに、補助金の交付手続により行政庁に当該者の権利の存否を判断させることとした場合、又は、法令等が補助金の交付手続を定める中で、行政庁による不支給決定に対して不服申立手続を設けているような場合など、法令等が補助金の支給を申請することのできる地位に権利性を作出しているものと認められる場合には、例外として、補助金の交付に係る決定が地方自治法 242 条の 2 第 1 項 2 号所定の行政処分に該当するといえることができる。

これを本件についてみると、前記前提となる事実(2)イ、ウ、甲 23 及び弁論

の全趣旨によれば、本件決定は、本件法人からされた補助金の交付申請に対し、本件規程に基づいてなされたものであると認められるが、本件規程は、法令等の委任を受けたものではなく訓令という、被告札幌市の事務執行上の内部的規則にすぎない上、本件規程の内容をみても、被告札幌市が交付する補助金について、交付に至る調査等の手続、交付するか否かの決定の方法、交付後の効果の確認、それに伴う減額の措置等の一連の手続を定めるものにすぎず、その規定中に補助金の支給を申請する者に当該補助金の交付を受けることができる権利を認めようとの趣旨を読み取ることはできないし、もとより、不支給決定に対する不服申立てについての規定もない。そうすると、本件規程をもって、補助金の支給を申請することができる地位に権利性を作出しているものと認めることはできない。したがって、本件決定が行政処分に該当するということとはできない。

この点、原告らは、本件規程の条項を根拠に、本件決定は、被告札幌市が法令を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使である旨主張するが、原告らが指摘する本件規程の条項は、そのような手続を定めたからといって、補助金の交付を申請する者に権利性を認める趣旨であるなどと解することは到底できず、本件補助金の交付を契約（負担付贈与契約等）と解することとも何ら矛盾のないものであるから、原告らの主張は、これを採用することはできない。

したがって、本件決定は行政処分に該当しないから、本件決定の取消しを求める訴えは、不適法であり、却下を免れない。

2 争点(2) (本件決定が憲法89条後段に違反するかどうか) について

私立学校の教育事業に対する公的助成は、その教育事業が憲法89条後段が規定する「公の支配」に属することを要するが、その程度は、当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、同事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産が濫費されることを防止し得ること

をもって足り、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することまでをも要するものではないと解される。

そこで検討すると、前記前提となる事実(1)イのとおり、本件法人は、私立学校法64条4項に基づき設立された法人であるから、同条5項によって準用される同法62条による解散命令の対象とされ、法令違反等があった場合には、所轄庁（北海道知事）は解散を命じ得ることとなっている。また、本件学校のような各種学校については、学校教育法134条2項によって準用される同法13条1項による閉鎖命令の対象とされ、法令の規定に故意に違反した場合等には、都道府県知事は閉鎖を命じ得ることとなっており、この命令に違反した場合には罰則がある（同法143条）。

また、本件規程（甲23）においては、補助金の交付後においても、補助対象事業の実施状況の調査及び報告の聴取を行うこと、必要に応じて助言・指導を行うこと、補助対象事業が補助金交付決定の内容やそれに付された条件に従って実施されていないときは、これを改めるように指示し、同指示に従わない場合には取消し等の措置を講ずることなどが定められており、また、これを受け、本件決定においても、被告札幌市長が必要と認めたときは、地方自治法221条2項により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができ、また、本件法人が補助条件（補助金の目的外使用の禁止、事業終了後の収支決算書及び事業実績報告書の作成・提出等）に違反したとき、不正行為がなされたとき、その他被告札幌市長が補助を不相当と認めたときは、補助の取消し、補助決定額の減額、又は、交付した補助金の返還を命ずることができるものとされていることが認められる（甲2）。そうすると、被告札幌市は、本件補助金の交付に当たり、本件補助金が公の利益に沿わない事業により濫費されることを防止するための具体的な措置を講じているといえることができる。

以上のような法律上の規定及び本件決定の内容に照らせば、本件法人の教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産

が濫費されることを防止し得るということができるから、本件法人が設置する本件学校に対しては、憲法８９条後段の「公の支配」が及んでいると解される。

したがって、本件決定及びこれに基づく本件補助金の交付が憲法８９条後段に違反するということとはできない。

３ 争点(3) (本件決定が地方自治法２３２条の２に違反するかどうか) について

- (1) 地方自治法２３２条の２が規定する「公益上の必要性」の存否については、地方公共団体の執行機関等において、社会的、地的事実等を総合的に考慮して、政策的に判断されるべきであって、その裁量の範囲は相当広範なものというべきであるから、裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合に限って、寄附又は補助の支出が違法となるものと解される。

以上の見地に立って、本件決定の違法性の有無について検討する。

- (2) 前記前提となる事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 被告札幌市は、平成１４年１０月、「札幌市国際化推進プラン」を策定したが、同プランにおいては、「世界の人々が住みたくする共生都市さっぽろ」が基本目標の一つとされ、その目標を達成するため、国籍や人種、文化、宗教などの区別なく、誰もが互いを信頼し、尊重する、公正で開かれた共生交流区間であることが求められるとされ、そのためには、異文化への理解を促進するとともに、人種や歴史的・文化的背景によって不当な差別や偏見を受けることのない環境が整っていることが必要である等とされていた(乙５)。

イ 被告札幌市においては、平成２０年１１月７日、札幌市子ども権利条例が制定されたが、札幌市子ども権利条例においては、子どもが安心して生きることができるため、障害、民族、国籍、性別等を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないという権利が保障されなければならないこと(８条)、及び、子どもが様々な経験を通して豊かに育つことができ

るため、学ぶという権利が保障されなければならないこと（10条）などが規定されている（乙7）。

ウ 本件学校は、その学則1条において、本件学校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等、中等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することを目的とする旨規定している（乙4）。

エ 本件補助金の申請に際し、本件法人が提出した平成22年度の本件学校の収支予算書によれば、収入全体のうち、本件学校の生徒の保護者等からの寄付金の占める割合が約6割となっていた（乙4）。

オ 被告札幌市が、教材教具費等を補助対象費目として本件補助金を交付したところ、本件学校は、平成22年度において、教材教具費として、本件補助金の額を上回る234万1590円を支出した（乙6, 15の1・2, 16の1・2）。

カ 本件学校の活動として、本件学校の生徒と我が国の学生及び日本人教師とが交流する機会が設けられており、平成22年度においても、本件学校の生徒が、我が国の学生とともに、東アジアの未来等をテーマにした討論会や、部活動の合同練習を行ったり、交換授業として、日本人教師が本件学校で授業を行ったりしたことがあった（乙8, 9の1ないし8, 10）。

(3)ア 以上の事実を照らせば、被告札幌市長が、本件学校の財政基盤が脆弱なものであることを前提に、本件補助金が本件学校の教材教具等の設備費用に充てられることにより、本件学校運営の健全化、教育の向上の一助となり、ひいては、本件学校が目的としている在日朝鮮人子女を日朝両国民の親善に寄与し得る人材の育成につながり、これが被告札幌市が目的としている国際化及び子供の学ぶ権利の保障にも資すると認めて、本件補助金の交付に公益上の必要性があると判断したことにつき、後述するとおり、重大な事実誤認や事実に対する明白な評価の誤りは認められないのであるか

ら、裁量の逸脱又は濫用があったということとはできない。

イ 原告らは、本件学校における歴史教育においては、反日感情を醸成する内容が含まれており、歴史教科書の内容も明らかに事実と反するものがあり、また、北朝鮮拉致問題対処法の趣旨も考慮すれば、本件学校の教育事業への補助に公益上の必要性が認められない旨主張する。しかしながら、原告らが主張するように、本件学校の歴史教科書に我が国の歴史認識と異なる記載があり、これが反日意識を醸成し得るものであるとしても、他方で、前記(2)ウのとおり、本件学校の設置の目的は、本件学校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等、中等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することにあり、本件学校の運営の実態がその目的に沿わないことを伺わせるような主張も証拠もない（原告らが指摘するような歴史教科書の記載や朝鮮総聯との関連の疑いといった程度の指摘をもって、本件学校の運営の実態がその目的に沿わないものであると認めることはできない。）。実際、本件学校の生徒が、我が国の学生と文化活動や部活動を通じて交流したり、日本人教師による授業が行われたりしていることは、同力のとおりである。したがって、本件学校において、反日意識を醸成するような教育事業のみを行っているとするすることができないことはもちろんであり、歴史教育の点の一部のみを捉えて、本件学校の教育事業全体が公益に沿わないものであるなどと断じることは到底できない。

また、原告らは、本件補助金が朝鮮総聯に渡っている可能性がある旨主張するが、前記(2)オのとおり、本件学校においては、本件補助金を上回る額の教材教具費が支出されているのであって、直ちには、本件補助金が朝鮮総聯に渡っているとする 것도できない。

ウ さらに、原告らは、本件決定に当たり、被告札幌市は、公益上の必要性を否定する事実についての調査を怠り、考慮すべき事由を考慮せず、判断

過程を誤ったなどと主張する。

この点について、まず、原告らは、平成21年度収支決算書の収入の部の「補助金」欄に66万1500円の齟齬があったなどと主張するが、乙14及び弁論の全趣旨によれば、これは、本件学校オモニ会からの寄付金66万1500円を、本来「寄付金」の項目に計上すべきであったのに、誤って「補助金」の項目に計上したことによって生じたものであると認められる（証人〇〇〇〇の証言中に、オモニ会からの寄付を否定するかの部分があるが、その証言自体、曖昧なものであるから、同証言をもって乙14の信用性を否定することはできない。）から、この点は公益上の必要性を否定するような事実ということとはできない。

また、原告らは、平成17年度以降、苫小牧市からの補助金収入が計上されていない点を指摘するが、乙12、13の1・2によれば、苫小牧市の補助金の交付対象者は、本件学校の在学生個人であり、その全額が当該在学生の保護者に交付されていると認められるから、本件学校が苫小牧市からの補助金収入を計上していないとしても、何ら違法・不当なものではない。

その他、原告らは、被告札幌市は、本件決定以前に、本件学校における歴史教科書の内容を把握するための情報収集を怠った点などを指摘するが、前記イのとおり、本件学校における歴史教科書の内容等を考慮しても、本件補助金の支出について公益上の必要性が否定されるわけではないことからすると、被告札幌市長が、本件決定に当たり、この点の情報収集を行っていなかったとしても、考慮すべき事情を考慮しなかった判断過程の誤りがあるとはいえないのであって、裁量の逸脱又は濫用を認めることはできない。

以上によれば、原告らの主張はいずれも採用することはできず、本件決定及びこれに基づく本件補助金の支出が、地方自治法232条の2に違反

する違法なものであるということとはできない。

4 まとめ

よって、本件決定の取消しを求める訴えは不適法であるから、これを却下し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づいて被告札幌市長に対し、本件法人に本件補助金に係る不当利得の返還を請求するように求める原告らの請求には、理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 石 橋 俊 一

裁判官 松 本 真

裁判官 館 洋 一 郎